連邦洪水保険制度

賃借人向け洪水保険

FEMA

NATIONAL FLOOD INSURANCE PROGRAM®

賃借人に洪水保険が必要な理由

洪水が発生すると、賃借人は水に濡れた大切な品の買い替えに数千ドルもの出費を強いられることがあります。連邦洪水保険制度（NFIP、英語の頭字語）の賃貸人向け洪水保険で、愛用品を守りましょう。

大家が居住中の建物に対する洪水保険に加入している場合もありますが、残念ながら賃借人の私物は対象となりません。また、標準的な賃貸人向け保険は、盗難、大風、火災の場合に私物が対象となるものの、通常水害は除外されています。

たとえ海や河川から遠く離れていたとしても、洪水が発生する場所は予測不可能です。賃借人や私物を危険に陥れる洪水リスクは数多くあります。例えば：

- 新築物件からの流出
- 堤防の決壊やダムの放流
- ゲリラ豪雨
- 異常気象による大雨、山火事、土石流
- 急激な雪解け

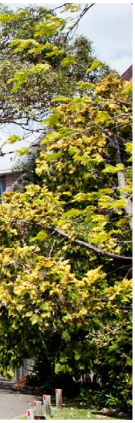

ご存知でしたか？

洪水に見舞われた場合、連邦政府による災害救済を求めることができます。ただ、被害の全額をカバーできるかどうかは分かりません。連邦政府による災害救済は大統領による激甚災害宣言が発出された場合のみ利用できるものであり、通常利子付きの返済義務を伴う融資という形式となります。

洪水リスクの詳細については、agents.floodsmart.gov/urban-flooding-infographic（英語のみ）に掲載された「隠れた洪水リスク」の解説画像をご覧ください。

洪水リスクにかかわらず、賃借人専用に作られたNFIP洪水保険によって、大切な品が保証されているという安心感を得られます。

賃借人が利用できるNFIP保険

NFIPの**家財専用洪水保険契約**は「賃借人向け洪水保険契約」とも呼ばれ、洪水によって被災した賃貸住宅内の私物を補償対象とすることができます。

この個別の保険は、洪水によって被災した個人財産を数千ドル規模で補償できます。この保険がなければ、洪水によって損害を受けた衣類、家具、電子機器などの所有物を自費で買い換えなければならなくなります。

加入資格

NFIPの参加地域に居住中の賃借人は、NFIPを通じて洪水保険に加入することが可能です。お住まいの地域がNFIPに参加しているかどうかを調べるには、fema.gov/community-status-book（英語のみ）を確認するか、または地域の職員または保険代理店にお問い合わせください。

賃借人向け洪水保険の補償範囲

最低階以上の賃貸住宅に適用される家財保険は、賃借人が所有する家財を100,000ドルまで補償します。補償対象：

寝室

- 衣類
- 寝室の家具
- マットレス・寝具

浴室

- バスマット
- シャワーカーテン
- 洗面用具

居間

- 家具（例：ソファ、テーブル）
- 敷物
- 書籍
- テレビ・電化製品

台所

- 家具（台所のテーブルや椅子など）
- キッチン用品
- 冷蔵庫・小型冷蔵庫

最低高さ以下の床下、または地下室や地階の集合住宅の家財に対する補償は、洗濯機、乾燥機、冷凍庫、およびその中の食品に限定されます。

作品、サイン入りアイテム、宝石類、毛皮、および／または業務で使用する私有財産には、2,500ドルの特別限度額が適用されます。保険契約の詳細については、保険代理店にお問い合わせください。

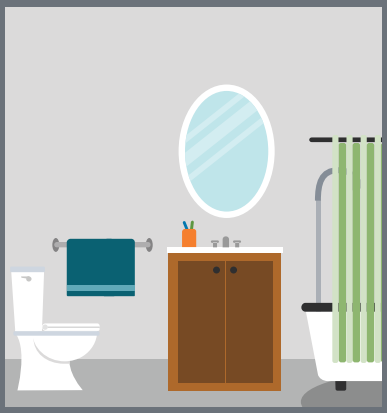

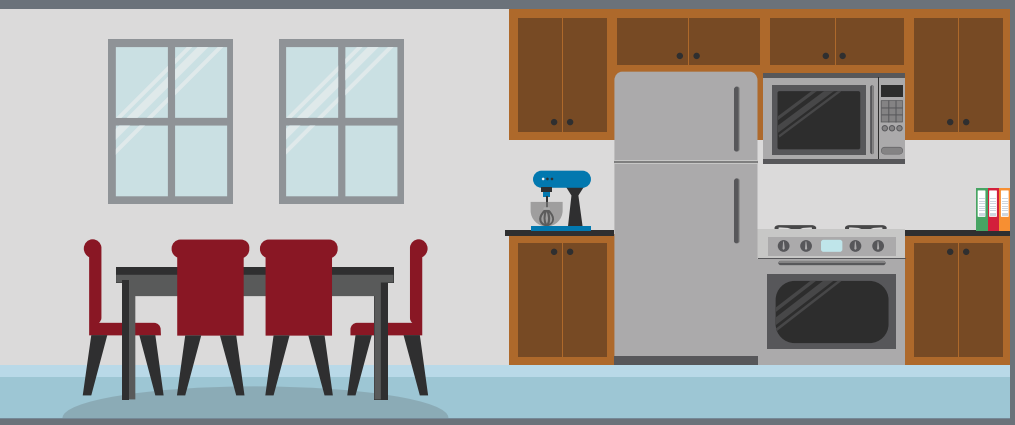

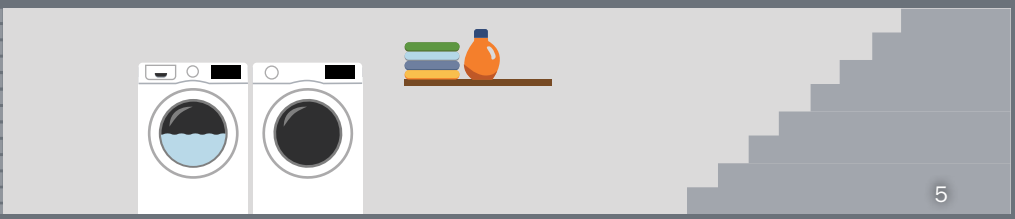

賃借人向け洪水保険の保険料算出方法

賃借人向け洪水保険の保険料は、いくつかの要素を考慮して決定されます。NFIPの保険料算定方法には、洪水の頻度、洪水の種類（河川の氾濫、高潮、海岸浸食、豪雨）、水源からの距離といった洪水リスク変数が用いられます。また、標高といった物件の特性も考慮されます。

賃借人の洪水保険料は、以下の要因に基づいて計算されます：

建物の築年数

建物の保険請求履歴

建物の稼働率

免責金額

階数

補償額

家財の置き場所

洪水保険に加入するには

大切な持ち物を守るための第一歩は、賃借者向け洪水保険の見積もりを取ることです。ご加入の保険会社、またはNFIPと直接洪水保険契約を締結する権限を有する独立系保険代理店にご連絡ください。

加入している保険会社がない場合、または保険代理店が洪水保険を募集していない場合は、floodsmart.gov/find（英語のみ）のオンラインツールをご使用いただくか、**800-621-3362**までお電話ください。

NFIPの保険には加入後30日間の待機期間がありますので、**お早めにお手続きください**。

その他の資料および連絡先

agents.floodsmart.gov/fast-facts-infographic（英語のみ）にて、洪水と洪水保険に関する解説画像「（洪水と洪水保険の実態）」をご覧ください。賃貸物件に地下室がある場合は、agents.floodsmart.gov/basement-coverage-infographic（英語のみ）をご覧いただき、補償内容の違いについてご理解いただきますようお願いします。

また、FEMA Mapping and Insurance eXchange（FMIX）のお客様相談室にご連絡いただいてもかまいません。この場合は、専門家とライブチャット（月～金、東部標準時午前9時～午後5時）、またはEメール：FEMA-FMIX@fema.dhs.gov/電話：**877-336-2627**にてお問い合わせいただけます。

賃貸物件の洪水リスクに関する詳細については、FEMAが発行する洪水地図サービスセンター（msc.FEMA.gov/portal/home、英語のみ）をご覧ください。

FEMA

NATIONAL FLOOD INSURANCE PROGRAM®

米国連邦議会は1968年、氾濫原管理を通じた今後の洪水被害軽減および個別の代理人および保険会社による国民への洪水保険提供を目的として、連邦洪水保険制度（NFIP、英語の頭字語）を創設しました。NFIPの監督省庁は、アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁 FEMAです。NFIP洪水保険についての詳細については、**800-621-3362**までお問い合わせください。

動画リレーサービス（VRS、英語の頭字語）や字幕付き電話サービスなどの電話リレーサービスをご利用の方は、該当するサービスの番号をFEMAにお伝えください。

本資料の最新版については、agents.floodsmart.gov/洪水-保険-賃借人をご覧ください。

NFIP Flood Insurance for Renters Brochure – Japanese, September 2024
2024年9月 | P-2108JA